

福岡市延長保育事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、就労形態の多様化等に伴う保育時間延長の需要に対応するため、保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、市町村以外が設置する保育所又は認定こども園（保育機能部分に限る）（以下、「民間保育所等」という。）で引き続き保育を実施することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業の区分)

第2条 本事業の内容は、次に定める区分によるものとする。

(1) 一般型

保育所等の通常開所時間内及びその前後において、さらに1時間以上の延長保育を実施するもの。

(2) 時間指定型

福岡市が指定する保育所等において、通常開所時間内及びその後、さらに4時間の延長保育を実施するもの。

(実施方法)

第3条 本事業の実施方法は、以下のとおりとする。

(1) 対象児童は、子ども・子育て支援法第19条第1項2号または3号の認定を受け、民間保育所等を利用する児童のうち、保護者の就労等やむ得ない理由から延長保育を必要とするものとし、事業実施事業所に対して事前に利用を申込み、かつ実際に事業を利用した入所児童とする。

(2) 配置する職員の数（以下、「基準配置」とする。）は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない乳児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない乳児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の乳児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、保育士の数は2名を下ることはできない。

なお、当該保育所に勤務する保健師、看護師及び准看護師並びに市長が保育士と同等の知識を有すると認める者については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第94条並びに児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第51号）附則第2項の規定に準じて、保育士として配置することができることとする。

開所時間内における短時間認定児の延長保育について、標準時間認定児を保育する職員の支援を受けられる場合には、保育士1人で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、保育士1人とすることができる。

(3) 本事業の実施要件は、次の(ア)及び(イ)の時間認定において、各区分のとおりとする。

(ア) 短時間認定

ア 1時間延長

開所時間内で、各事業所が設定した短時間認定児の処遇を行う時間を超えて1時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の1日当たり平均対象児童数(以下、「平均対象児童数」という。)が1人以上いること。

イ 2時間延長

開所時間内で、各事業所が設定した短時間認定児の処遇を行う時間を超えて2時間以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の平均対象児童数が1人以上いること。

ウ 3時間延長

開所時間内で、各事業所が設定した短時間認定児の処遇を行う時間を超えて3時間以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の平均対象児童数が1人以上いること。

エ 開所時間を超えた延長

標準時間認定と同様の取扱いとし、各時間帯における平均対象児童数の算定については、標準時間認定児と合算して算出すること。

オ その他

複数の延長時間区分に該当する場合は、最も長い延長時間の区分を適用すること。

また、平均対象児童数は、年間の上記の延長時間区分における各週ごとの最も多い利用児童数をもって平均し、小数点以下第一位を四捨五入して得た数とすること。

(イ) 標準時間認定

ア 延長時間

延長時間の設定については、通常開所時間を午前7時から午後6時までとし、以降の時間において、保護者の需要に応じ、1時間、2時間、3時間、4時間の区分とする。

ただし、福岡市の指定する夜間保育所にあつては、通常開所時間を午前11時から午後10時までとし、その前後の時間において、保護者の需要に応じ、1時間、2時間、3時間、4時間の区分とする。

イ 延長時間の特例

事業実施保育所等においては、あらかじめ保育所等が定めた延長時間の延長保育を行うことを原則とするが、延長時間の途中で利用児童の全員が降所するような場合は、その時刻で閉所することとして差し支えない。

(ウ) 上記(ア)～(イ)において、各事業所が設定した短時間認定児の処遇を行う時間又は開所時間の前及び後ろで延長保育を実施する場合は、前後の延長保育時間及び平均対象児童数を合算することはせず、前後それぞれで延長時間を定めること。

ただし、上記(ア)において、各事業所が設定した短時間認定児の処遇を行う時間上、前後それぞれで算出される延長時間に端数が生じる場合は、平均対象児童数が1人以上いる時間を前後合算して算出すること。

(留意事項)

第4条 延長保育の実施に当たっては、下記の事項に留意すること。

- (1) 対象児童に対し、適宜、間食又は給食等を提供すること。
- (2) この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。
- (3) 対象児童の保護者の就労状況等の保育需要を把握し、対象児童の動向を十分に踏まえて実施すること。
- (4) 保育所保育指針に留意し、適宜、実態に合わせて実施すること。
- (5) 保護者からの申込書及び日々の対象児童数等の実施状況に係る書類を整備しておくこと。

(利用手続き)

第5条 事業を利用しようとする児童の保護者は、「延長保育利用申込書」(様式1)を当該保育所等の施設長へ提出し、その承認を受けること。

- 2 利用期間中に事業の利用を中止しようとする児童の保護者は、遅滞なく当該保育所等長に「辞退届」(様式2)を提出しなければならない。
- 3 利用期間中に事業の利用を変更しようとする児童の保護者は、遅滞なく当該保育所等長に「変更届」(様式3)を提出しなければならない。
- 4 突発的な1日単位の延長保育を必要とする児童を受け入れる保育所等にあつては、事業を利用する児童の保護者は当該保育所の定める手続きに基づき、施設長より承認を受けること。

(利用料)

第6条 事業を実施する保育所等は、実施にあたって保護者から延長保育料を徴収する場合あらかじめ延長保育料の額を設定し保護者に周知しなければならない。

- 2 延長保育料の負担方法及び負担額については実施する保育所等において定めること。ただし、額については、事業にかかる経費から積算し、社会通念上妥当と思われる額を設定すること。
- 3 事業を利用しようとする児童の保護者は、実施する保育所等が設定した延長保育料を負担しなければならない。

4 対象児童が、福岡市保育料表・利用者負担額表に定める A 及び B 階層並びに、里親に委託されている児童に該当する場合には、保育所等は、延長保育料を減免することができる。

(補助金)

第 7 条 この要綱の定めに基づき事業を実施する保育所等に対して、市は別に定めるところにより補助するものとする。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項はこども来局局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 29 年 3 月 31 日をもって廃止する。

なお、終期到来の継続については、その必要性を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱は平成 33 年 3 月 31 日をもって廃止する。

なお、終期到来の継続については、その必要性を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱は令和 7 年 3 月 31 日をもって廃止する。

なお、終期到来の継続については、その必要性を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。